

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和6年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和6年6月11日	9時31分	議長	江口孝二	
	散会	令和6年6月11日	13時53分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大鋸美里	出	7番	竹下泰信	出
	2番	森田政則	出	8番	田川浩	出
	3番	峰正雄	出	9番	所賀廣	出
	4番	江口孝二	出	10番	川下武則	出
	5番	山口一生	出	11番	坂口久信	出
	6番	待永るい子	出			
会議録署名議員	7番	竹下泰信	8番	田川浩	9番	所賀廣
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	片山博文		
	教育長	岡陽子	税務課長	羽鶴修一		
	総務課長	津岡徳康	建設課長	安本智樹		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	森川陽子		
	企画商工課長	萩原昭彦	学校教育課長	與猶正弘		
	町民福祉課長	田崎哲次	社会教育課長	西田一夫		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年6月11日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和6年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	6番 待永 るい子	<p>1. 太良町特産品等振興施設について</p> <p>施設の設置及び管理に関する条例に「地域資源を活用した加工品の製造・販売等を行う」と明記してある太良町特産品等振興施設について問う。</p> <p>(1) 建設に至った経緯と目的は何か。</p> <p>(2) 建設費を含め現在までどれくらいの町費を支出したのか。</p> <p>(3) 今後の活用についてはどのように考えているのか。</p>	町 長
		<p>2. 漁師の館跡地について</p> <p>一昨年3月、16年間の営業を閉じた漁師の館跡地について問う。</p> <p>(1) どのような経過で太良町の管理になったのか。</p> <p>(2) 撤去に至った理由と撤去に要した金額はいくらか。</p> <p>(3) 今後の活用についてどのように考えているのか。</p>	町 長
		<p>3. 活性化センターゆたたり館について</p> <p>たらふく館の隣に建設された活性化センターゆたたり館について問う。</p> <p>(1) 建設に至った経緯と金額はいくらか。</p> <p>(2) 建設された目的と過去3年間の使用頻度はどうなっているか。</p> <p>(3) 今後の活用内容はどのように考えているのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	2番 森田政則	<p>1. 自然災害対策について</p> <p>昨今は、いつ、どこで、自然災害が起きても不思議ではない状況である。地震、津波、大雨、台風等々、これらの災害を乗り越えるためには、前もっての対策が必要と考えられる。そこで以下について問う。</p> <p>(1) 現在、どのような対策を取られているのか。また、町民に対して避難方法や避難所情報の周知徹底をどのようにされているのか。</p> <p>(2) 避難訓練等は実施されているのか。</p> <p>(3) 災害が起きた際の避難所ではどのように対応されているか。</p>	町 長
3	5番 山口一生	<p>1. 住環境の整備について</p> <p>町内における空き家戸数は年々増加しており、管理不足による近隣住宅への被害や地域の活性化を阻害する大きな要因となっている。人口問題に直結する住環境の整備について問う。</p> <p>(1) 直近3年間における空き家の戸数は何軒か。</p> <p>(2) 空き家バンクを通じて成約に至った件数は何件か。</p> <p>(3) リフォーム補助の活用状況はどうなっているか。</p> <p>(4) 解体への補助は検討可能か。</p> <p>(5) 宅地の確保は今後どのように行っていくか。</p> <p>(6) 住環境における諸問題を解決するために、行政・建築建設業者・不動産会社・金融機関・森林組合・空き家問題の専門家などを交えた意見交換の場を設けてはどうか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	5番 山口 一生	<p>2. 「まちの人事部」創設について</p> <p>人口減少に伴い、本町のみならず、日本国内では人手不足が急加速している。産業の維持・継続にあたっては、喫緊の課題である町全体の人事部を創設する考えについて問う。</p> <p>(1) 人手不足を補うために、外国人の雇用が広がっているが、現在の町内在住の外国人は何人か。</p> <p>(2) 外国人と町民のコミュニケーションや相互理解促進についての本町の取り組みはどうなっているか。</p> <p>(3) 太良町役場における人材募集の現状はどうなっているか。</p> <p>(4) 一人を雇用するために係るコストはどの程度か。</p> <p>(5) 求人情報を行政で取りまとめて、人材募集を広く行う取り組みは可能か。</p> <p>(6) 日本全国で「まちの人事部」という取り組みが広がっているが、これはどのような取り組みか。また同様の取り組みを本町でもできないか。</p>	町 長
4	8番 田川 浩	<p>1. 学校行政について</p> <p>国は、公立中学校の部活動を民間に委ねる「地域移行」を段階的に進めている。運動部も文化部も、まずは休日の地域移行を令和7年度末を目標達成時期と定め推進している。本町の現状とその取り組みなどについて問う。</p> <p>(1) 大浦中学校の部活動の現状はどうか。</p> <p>(2) 部活動の地域移行の現状はどうか。</p> <p>(3) 部活の地域移行は生徒数の減少が一因だが、本町の中学校統合についてどう考えるか。</p>	教 育 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	8番 田川 浩	<p>2. 国スポ・全障スポについて</p> <p>今年10月に開催される「国民スポーツ大会（国スポ）」と「全国障害者スポーツ大会（全障スポ）」まで、半年を切った。以下の点について問う。</p> <p>(1) 「国スポ」と「全障スポ」の概要について。</p> <p>(2) リハーサル大会を通して改善点などはあったか。</p> <p>(3) 町民の応援、また参加意識の向上のため、どのように啓蒙していくか。</p>	町 長

午前9時31分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議につきましては、国スポ・全障スポへ向けた取組として、サポーターズウェアを着用して行います。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（江口孝二君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は6名であります。

日程から見まして、本日は4番通告者田川議員の質問まで終わりたいと思います。

通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、待永議員、質問を許可します。

○6番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

今回は、太良町特産品等振興施設について、漁師の館の跡地について、活性化センターゆたたり館についての3点について質問をいたします。

公共施設の抱える課題として、施設管理コストの増加と施設の老朽化が挙げられます。その課題の解決策の一つとして、公共施設の建て替えや、大規模改修時には極力近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約するなどすることで、行政サービスを維持しつつ、無駄、むらのない効率的な管理運営を実行できると言われます。今回の質問は、行政目的や機能についても確認をしながら進めていきたいと思います。

それでは、まず1点目、施設の設置及び管理に関する条例に「地域資源を活用した加工品の製造・販売等を行う」と明記されている太良町特産品等振興施設について。

1点目、建設に至った経緯と目的は何か。

2点目、建設費を含め、現在までどれぐらいの町費を支出したのか。

3点目、今後の活用についてはどのように考えているのか。

以上、3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、太良町特産品等振興施設についてお答えします。

1番目の建設に至った経緯と目的は何かについてであります。経緯については、平成22年に株式会社愛菜館、太良町商工会、観光協会、かに旅館組合、地域漁業者協議会などの団体から、太良町の地域経済の活性化のための施設及び土地のあっせんに関する複数の要望書、陳情書が提出され、平成23年に佐賀県農業協同組合所有の土地を購入しております。平成23年、24年に特産品振興施設建設検討委員会において協議を進める中、平成24年に特産品振興施設建設検討委員会、特産品販売施設及び加工場施設運営代表から、施設建設の早期着手について要望書が提出され、翌25年から26年にかけて議会全員協議会で詳細を説明し、議会の承認を得て、太良町特産品等振興施設を建設いたしております。

次に、目的についてであります。地域資源を活用した加工品の製造、販売などを行うことにより、産業振興を図り、町の活性化を推進するために、施設を設置しているところでございます。

2番目の建設費を含め、現在までどのくらい町費を支出したのかについてであります。令和5年度までの町費の支出額は7,549万8,000円となっております。

3番目の今後の活用についてはどのように考えているのかについてであります。太良町特産品等振興施設有効活用検討委員会において、公募方法やどのような事業者選定を行うかなどの協議検討中であり、今後のスケジュールとしましては、本年度中に公募をかけ、審査を実施し、業者との合意契約ができれば、令和7年度から新たな事業者による運営がスタートできるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

この太良町特産品等振興施設については、最初はしおまねき、2度目はタララボと続けて

事業が閉店をしております。今後のことを考えるためにも、最初からの事業計画を知ることが大切だと考えます。しおまねきに関しては、私も議員になる前に全てが決定しておりましたので、この場を借りて再度勉強したいと思います。この太良町特産品等振興施設については、答弁の中に、要望書、陳情書が提出されたとありました。愛菜館が事業を継続するのに店舗が手狭になり、移設したいということは聞いたことがあります、ほかの団体の方はどうのような地域経済の活性化を目指されていたのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

地産地消と人が集まる共同店舗を建設し、健康で元気なまちづくりと町の景気浮揚につながることを目指されておりました。

以上です。

○6番（待永るい子君）

平成24年に提出された施設建設の早期着手についての要望書ですが、早期着手が必要な理由は何だったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

町内製品の消費拡大や関係者の収入増を図り、町を活気づけたいとの思いであったと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、その地域資源を活用した加工品の製造、販売等を行うことにより、産業振興を図り、町の活性化を推進することを目的に建設をされております、この特産品等振興施設ですが、実際にしおまねきにおいて地域資源を活用した加工品は、具体的にどのようなものがあったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

事業者には、施設の目的を前提に指導をしておりました。けれども、まず仕入れ販売で波に乗らないと何もできないという趣旨の回答があり、事業の具体的な加工品まではできておりませんでした。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、2014年に開店し、2016年に閉店したしおまねきですが、閉店した課題についてはどのように分析をしておられますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

特産品加工という命題がとてもハードルが高く、実現が困難であったこと、また仕入れ販売の面では町内のスーパーや道の駅と競合し、個性を発揮できず、経営が不調続きであったことが考えられております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、事業経営がしおまねきからタララボに至る経過は、どのようなものだったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

平成28年12月から平成29年5月までの間、太良町特産品等振興施設の指定管理の公募を実施しましたが、適合する事業者の選定に至りませんでした。平成29年度に入り、産学官の連携事業を検討し、平成29年7月に酒造会社、大学、太良町の産学官の連携事業を目指すことになりました。平成29年11月に、太良町に住所を置く機能性食品の開発、製造を行う新会社の設立の検討を始め、12月に議会全員協議会で詳細を説明し、翌平成30年1月に議会の承認を得まして、同平成30年3月に太良町と株式会社タララボが産業振興に関する連携協定を締結しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、タララボでは太良町産の原料を使用しての甘酒造りということでしたが、何種類の特産品を使用しての甘酒が造られたのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

太良町産では、試作で終わっております。原価率が高く、商品としては成立しなかったと聞いております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

甘酒の販売ルートは、海外にもあるということを知っておりました。具体的に、どの国に輸出されたのか。また、輸出本数はどれくらいだったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

町内産原材料を活用しての製造ができておりませんので、輸出先や輸出量についての情報はございません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

平成30年3月議会で一般質問をしたときに、太良町にタララボが来ることで、3つのメリットがあると言われました。まず1点目、1次産業の産品に新たな販路が確立され、1次産業従事者の所得向上につながるという点について、所得向上につながったという確かな数字はあるのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

所期の目的は達成されておりましたので、所得向上につながるデータはございません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、2つ目のメリット、大学と連携した事業展開を考えておられるので、大学とのつながりができ、行政サービスの課題や町内の様々な課題解決に向けた連携、研究事業等の可能性が高くなる。この点については、どのような事例があったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

この件につきましては、残念ながらこれといった成果は出ませんでした。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、3つ目のメリット、雇用の創出に関してはどうだったのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

事業者としても人材募集は行っておられましたけれども、応募が少なく、芳しい結果は得られておりません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

大きな大きな期待とともに始まった事業でしたが、残念ながら目的を果たすことができなかつたというわけですが、タララボ閉店の課題については、どのように分析をされておりますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

町内産の原材料では原価率が高く、なかなか仕入れることができなかつたこと、募集をかけても応募がなく、人材確保が難しい状況で、組織体制を十分に組めなかつたこと、購買意欲が高くなる商品開発ができなかつたことなどが課題として挙げられます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

同じく平成30年3月議会で、税金を投入している事業ですから、成功をしていくためのできる限りの、できる範囲での関わりが必要ではないかと訴えましたが、この関わりについてはどのように考えておられたのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

民間事業者への企業誘致としては、関わっておりました。特に、補助金の支出を行っておりましたので、指導監督は行っておりました。

以上です。

○6番（待永るい子君）

令和7年度からスタートできるよう準備を進めているということですが、2回にわたる事業の撤退を経験し、今後は何を一番重要視して決定していくつもりなのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在の考えといたしましては、6次産業化を実施できて、安定的に事業経営が見込まれる業者を重視していきたいと考えております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

補足をいたします。

今、先ほど言いましたように、二度とこういう失敗を繰り返さないためにも、いろいろな形で検討しております。ですから、何かにかかわって、そこだけをやれば、また同じようなことが起きますので、あくまでも公募する上で、相手の方がどんなことをしてこの施設を有効に活用して、太良町のためになるかということを考えておられるかということ、プロポーザルの中でよく聞きながらしていかにやいかなのかなと思っております。あまり拙速にし過ぎたために、同じようなことがないように、この施設を有効に活用するためには、皆さんの意見を十分聞きながら取り組んでいく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

補助金を利用した施設だと思っておりますので、様々な縛りもあると思いますが、その縛りを解いて、いろいろなことに活用する方法もあるのではないかと考えます。例えば鹿島市が、企業や自治体のプロモーション支援や企業誘致などを手がけるイノベーションパートナーズと進出協定と包括連携協定を締結し、鹿島オフィスを開設するように、プロの方に来ていただいて、まちの課題をクリアしていく場所として活用するなど、違う観点から考えることも

必要ではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

先週の新聞報道で、私も認識をしたところでございます。現段階では、太良町では予定はしておりませんが、まずは鹿島市さんの連携協定の取組内容を、いろいろな情報を収集して、対応していきたいと思っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

多額の税金も投入した事業なので、ぜひいい方向へ向かうように、全力で取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、昨年3月、16年間の営業を閉じた漁師の館の跡地についてですが、この場所は道の駅太良の敷地内にあり、跡地活用につきましては重要な課題と考えております。

この漁師の館跡地について、1点目、どのような経過で太良町が管理するようになったのか。

2点目、撤去に至った理由と撤去に要した金額は幾らか。

3点目、今後の活用についてはどのように考えているのか。

以上3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、漁師の館跡地についてお答えします。

1番目のどのような経過で太良町の管理になったのかについてであります。漁師の館につきましては、当初はたら漁業協同組合ノリ養殖協業施設利用者を中心とした組合員の方々に漁師の館運営協議会を立ち上げられ、管理運営が行われておりましたが、平成19年にたらふく館一帯のエリアが道の駅太良として登録されたことにより、来場者が大きく増加したことで、漁師の館に求められる機能などが高度化することとなりました。漁師の館運営協議会は、これに対応することが困難と判断され、またさらなる交流人口の増大を図るためには、町の管理による施設活用が道の駅のために望ましいとの考えから、平成20年に施設を町に寄附され、以後、施設の管理は町が行うこととなったものであります。

2番目の撤去に至った理由と撤去に要した金額は幾らかについてであります。太良町特産品等展示販売飲食施設漁師の館として事業運営を受託していた事業者が、竹崎カキの不漁や新型コロナウイルス感染症流行により、利用客の大幅減によって経営状況が悪化したことから、事業継続が困難と判断され、令和3年度をもって指定管理業務契約を辞退されました。休館となった施設の有効活用について、「漁師の館」有効活用検討委員会で協議を行った結果、現施設は老朽化が進行しているため、新たな施設を建設し、道の駅太良のさらなる機能充実と交流人口の拡大を図ることが得策と判断し、令和5年度において撤去に至ったもので

あります。

なお、撤去に要した金額は889万200円であります。

3番目の今後の活用をどのように考えているのかについてであります。現在の案ではあります。休憩スペースや飲食スペース及び授乳室などを設置し、道の駅機能の強化と交流人口の増加につなげる施設を目的として、道の駅太良整備検討委員会において、関係者の御意見も伺いながら協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

これから先は、具体的な提案もしながら、漁師の館跡地利用についてお伺いをしていきたいと思っております。

現在、道の駅太良の駐車場では、最大どれぐらいの台数まで駐車可能なのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

駐車可能台数は、194台であります。

以上です。

○6番（待永るい子君）

天気のいい休日などは、バイクで来られる方も多いので、バイク駐輪場はどのような状況なのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在、バイク専用の駐輪場は整備をしておりません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それは、整備しなくても問題はないという考え方でしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

例年天気のいい日、ツーリングに気候がいい時期に、バイクで大勢の方が駐輪場というか、駐車をされている状況なんですけれども、グループごとに、入って左側、右側のほうに一定の駐車スペースを利用されて、そこに整列をされながら駐輪場として活用されておりますので、現在のところは問題ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

一つの案としてですけど、観光案内所を新しく建て替える多良駅舎内に移し、観光案内所の跡を休憩や食事スペースとして活用し、漁師の館跡地は全て駐車場として利用するという

方法もあると思いますが、そのようなことは考えられませんか。

○町長（永淵孝幸君）

まず、多良駅舎の改修については、御覧いただければ分かりますけれども、狭いわけですね。そこを活用するには、今観光列車も止まっております。そういった方々がそこで降りて、太良町の産物をあそこで買い求めたり、飲んだり、食べたりしてもらうような施設というように位置づけを今のところしております。ですから、あそこに観光案内所的なことまで入れるとなれば、とてもじゃないですけども狭いわけですね。そして、この前臨時会的时候にも言いましたように、そこには先々ではタクシーの事務所もあその構内付近に置きたいということも思っておりますので、今多良駅を観光案内所というようなことは考えておりません。ただ、これから漁師の館の跡地の話をするに当たって、今まで食べ物を扱っていただいたので、本当に助かっておったけれども、食べる場所がないねという話もちょこちょこ伺います。ですから、たらふく館でいろいろ太良町の食材等も販売されておりますので、そういったものを購入されたとき、そこで飲食していただき、そして景観もいいわけですから、どういう形になるか分かりませんが、展望もいいところですので、そこで飲食等を含めて太良町のよさを体感していただければなという思いもしておりますので、今のところはそういった解体後の、例えばバイクの駐車場とか何かとか、いろいろそういったことには考えておりません。とにかく、今それも検討委員会の中で協議していただいておりますので、関係者、いろいろ町内施設や各団体あたりも入っていただいておりますので、協議をして、来られる方が、いい施設ができていいなと、ここはすばらしい景色もいいなというふうな思いをしていただくような施設にできればいいと思って、今検討委員会の中では協議をしていただいているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

今年整備をされた道の駅鹿島は、駐車台数が220台だそうです。かなり広いと思いますけれども、220台ということで、うちの道の駅太良の駐車場としてはどうかなという点もあって、一応意見として、一つの案として。それともう一つは、観光案内所が非常に分かりにくい場所にあるという指摘もあって、来訪者の方々が公共交通で来られるのか、レンタカーで来られるのかという違いもあるかと思いますが、もう少し寄りやすい場所という課題を解決することも必要だし、広大な駐車場もイベントなどのときの強みだと考えますので、検討の余地はあるかなというふうに思います。

道の駅太良の整備検討委員会のメンバーは、どのような人たちで構成をされているのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

道の駅太良整備検討委員会規定により、副町長を委員長として、総務課長、財政課長、企画商工課長、建設課長、農林水産課長の6名で構成をしております。

なお、関係者として、観光協会、NPO法人たらふく館、料理飲食店組合の代表者の方々にも参加をいただいております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

先ほども申しましたように、天気のいい休日など、バイクで道の駅に来られる方も多く、年齢的なものもあると思いますが、コーヒーを好まれる傾向があります。都会にあるような、名前の売れたおいしいコーヒー店を誘致することは可能なのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

御質問の件につきましては、現在整備検討委員会においても招致の飲食事業候補の一つとして検討をしているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

地元の特産品を使ったレストランなども、地産地消という点では必要と考えますが、担当課の考えはどのようなのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

参入をされる事業者の方が何の商品を取り扱われるかによると思いますけれども、招致する事業者に対しましては、できるだけ町内の産品も活用していただくよう、交渉、相談をしてみたいと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、地元太良町産は何も使用しないという可能性もあり得るということでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

プロポーザル、公募をする時点で、その辺も項目のほうに入れ込みますので、その辺については、審査項目とか事業の見極めを私どもでしたいと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

道の駅という人が集まる場所でのビジネスという意味では、より多くの方が所得を得られる施策が必要だと考えますが、この点についてはどのように考え、展開をされていくつもりでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

集客能力が伸びる施設を建設することによりまして、道の駅館内における飲食関係では、お弁当や新たな施設での飲食材料を提供する事業者の所得向上が期待できると考えます。また、たらふく館に納められている事業者さんに対しましても、交流人口の増加により販売高が上昇することにより、関係者の所得向上が見込まれると考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

道の駅太良を整備していくのに、多額の税金を投入し、新しい建物をどんどん広げていくよりも、現在ある建物を最大限に活用して、出費を抑え、今後のランニングコスト、維持費を少なくしていくことも大切なことだと思いますが、担当課はどのように考えておられますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

施設が休館中であり、使用されていない状況で、必要なスペースが十分確保できるような状況であれば、御質問のとおり、既存施設を有効活用することは大切なことだと考えております。しかしながら、現在の道の駅太良にある施設につきましては、それぞれの目的により活用しておりますので、現施設を活用することは難しいと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

今後は、実際道の駅に来ていただいた方からアンケートをもらいながら、現状に不足しているものの洗い出しが必要ではないかと思えます。しっかりと地に足をつけ、来町者ファーストのさらなる検討を要望して、最後の質問に移ります。

たらふく館の隣に建設された活性化センターゆたたり館について。

- 1点目、建設に至った経緯と金額は幾らか。
- 2点目、建設された目的と、過去3年の使用頻度はどのようになっているのか。
- 3点目、今後の活用内容はどのように考えているのか。

以上3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の3点目、活性化センターゆたたり館についてお答えします。

1番目の建設に至った経緯と金額は幾らかについてであります。太良町の農業振興地全域の生産基盤の整備を行い、地域の活性化につなげるため、県営中山間地域総合整備事業太良地区、これは平成13年度から平成17年度までの5か年事業でございましたけれども、農村生活環境基盤整備で建設され、平成17年10月に県より譲与を受け、現在特定非営利活動法人

たらふく館に管理運営を指定管理委託しているところでございます。

金額につきましては、総事業費8,835万8,550円で、うち町負担金2,650万7,565円であり
ます。

2番目の建設された目的と過去3年間の使用頻度はどうなっているかについてであります
が、農業者と地域住民に研修及び交流の場を提供し、併せて特産品の開発や地域文化の向上
を図ることを目的とした施設であります。

使用頻度につきましては、利用者数で令和3年度2,138人、令和4年度で2,262人、令和5
年度で3,067人となっております。

3番目の今後の活用内容はどのように考えているのかについてであります。今後も指定
管理者制度を活用し管理運営を行い、今まで同様、農業者と地域住民に研修及び交流の場と
して活用してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

目的の中にありました農業者と地域住民の研修は、どのような内容で、何回ほど実施され
たのでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

直近で申し上げますと、野菜部会やミカン部会の研修、総会、伊福女性部、また町内会社
の職員の研修などに年数回ほど利用されています。また、定期的な利用につきましても、詩
吟や川柳等の教室に利用をされております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

特産品の開発には、どのようなものがあり、どのような方法で販売をされているのでしょ
うか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

活性化センターの建設当時の事業計画においては、ナスやショウガ等の漬物、デコポンア
イス等の特産品の開発を上げられておりましたけれども、現在まで開発、販売の実績はなか
ったと認識をしております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、造られた目的というか、それは現在のところ果たされていないということでは
しょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

議員お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

地域文化の向上とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

地域文化とは、地域で生まれ育まれてきた特産品や伝統芸能を次世代へ末永く継承していくということで、地域の振興につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、何か特別な、具体的なものがあるのでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

特産品については、その活性化センターを利用していただいて、勉強会や研修会等に活用していただいて、伝統芸能のお祭りやったり、そういう練習の場として使っていただければと思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

この施設は、委託料のほかに備品などの購入は発生したのでしょうか。トータルでどれぐらいの金額になるのでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

施設の備品につきましては、テーブルや椅子など、必要最小限のものについては県より譲与されていますが、音響設備や演台、ホワイトボード等、会議等に必要な備品につきましては町のほうで購入をしております。購入した備品の金額については、166万円であります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

この活性化センターゆたたり館は、県から譲与された施設ですが、使用方法などに制限はあるのでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

管理上必要があるときは、使用制限をすることがありますけれども、条例規則にのっとると、特には使用制限はしていないということです。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

この活性化センターゆたたり館は、たらふく館の隣の建物です。道の駅で購入したものの飲食スペースや休憩所、授乳室などの利用などに使用することは可能でしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

ゆたたり館は、研修室と会議室——会議室は和室ですけれども——2室しかございません。そのため、スペースの確保や、また定期的な利用者、会議、研修等にも利用されており、どちらの利用者の方にも利便性の低下につながると思われるため、ゆたたり館を飲食のスペースや休憩所、授乳室としての使用は難しいと思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

冒頭にも述べましたように、全国で公共施設の抱える課題として、施設管理コストの増加、施設の老朽化が挙げられております。特に、私の目についたのは、施設機能の重複という点です。行政目的をもって整備されているが、所管部局が掲げる利用目的は異なるものの、施設の機能や目的が重複しているということですが、道の駅太良の整備ということで、今後補うべき様々な点が出てくると思われますが、そのようなときにも現存している建物を十分利用しながら進めていただければと考えます。ゆたたり館を使った利用はできないか、たらふく館の別館の利用はできないか、トイレも不足しているのなら、新しく造り替えるのか、現在のところに増やすのか、今後利用しやすいのはどうなのか等々のことも考えながら、コストが安く、利用者の使いやすい道の駅整備を目指していただきたい、そのようなことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

2番通告者、森田議員、質問を許可します。

○2番（森田政則君）

議長の許可をもらいましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

先日、町内で行われたある会議に出席した時のことです。ある程度の議題が解決して、その他の件の中で出たものです。昨今は、いっどこで自然災害が起きても不思議ではない状況です。地震、津波、大雨、台風などなど、これらの災害を乗り切るためには、前もっての対策が必要と考えられます。災害が起きてから、どうしよう、どこに逃げたらよいかでは、災害に巻き込まれて命を落とすことにもなりかねません。

そこで、以下について質問させていただきます。

1つ目、現在どのような対策を取られているのか。また、町民に対して避難方法や避難所情報の周知徹底をどのようにされているのか。

2つ目、避難訓練などは実施されているのか。

3つ目、災害が起きた際の避難所では、どのように対応されているのか。

以上3点、よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

森田議員の自然災害対策についてお答えします。

1番目の現在どのような対策を取られているのか、また町民に対して避難方法や避難情報の周知徹底をどのようにされているのかについてであります。自然災害への対応として、避難所の設定と災害用品備蓄を実施しております。町民への情報提供は、ハザードマップの配布、「町報たら」などによる災害準備関連記事の掲載を行っております。また、災害発生時や災害発生のおそれがある場合には、防災行政無線、太良町公式LINE及び太良町ホームページを活用して、早期避難のための情報発信を行っております。

2番目の避難訓練等は実施されているのかについてであります。町全体での避難訓練は行っておりませんが、近隣市町合同での避難所運営訓練は過去に実施した実績があります。また、行政区によっては、地域の特性に応じた自主的な避難訓練を実施されているところもあります。そのほか、小学校や地区公民館などで防災講話等を実施しております。

3番目の災害が起きた際の避難所ではどのように対応されているのかについてであります。災害発生時や災害発生のおそれがある場合には、自主避難所等を開設し、避難者の受付や災害対策本部との連絡などを行います。また、避難が長期間となった場合には、備蓄食料の提供や必要物資の確認、確保、避難者の方々の衛生、健康管理など、必要な措置を講じることとしております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

1つ目のどのような対策を取られているのか、町民に対して避難方法や避難所情報の周知徹底をどのようにされているのかに対して、避難所の設定と災害用品の備蓄を実施とありますが、具体的にはどこですか。また、それは例えば台風の時も、あるいは津波のおそれがあるときも同じですか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

避難所の設定についてでございますけれども、避難所の設定につきましては、各地区の公民館、太良高校の体育館、多良小の体育館、多良中体育館、中央公民館、自然休養村管理センター、B&G体育館やB&Gの第2体育館、しおさい館、大野生活改善センターなどなどを一応設定はいたしております。開設するときは、そんなに一度にたくさんは開設しませんけれども、一応設定としてはたくさんの方々の公共施設等を設定させていただいているところでございます。実際、大雨とか台風のときに自主避難所を毎年開設いたしておりますけれども、

そのときには多良地区ではしおさい館を大体使用することが多く、大浦地区の場合は大浦公民館を使用する機会が多いということでございます。また、どんなときでも避難所は固定しているのかというお尋ねでございますけれども、当然予測される災害の種類によっては、避難所を変える場合がございます。例えば、津波とか高潮が予想される台風のときとかは、しおさい館の利用を見合わせて、多良中学校の体育館に避難所を設定するというようなこともいたしておるところでございます。

それと、備蓄品の件でございますけれども、備蓄品につきましては、太良町役場内の庁舎と役場の自然休養村側のほうに倉庫を1つ造っておりますけれども、その防災倉庫の中に備蓄品は備蓄をしているところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

テレビとかで、ほかの地区の避難所での様子を拝見したときに、最近では段ボール製のベッドであったり、キャンプで使うようなテントみたいなものが出たりしますが、我が町でもそういったものがあるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

資材につきましては、潤沢ではございませんけれども、段ボールベッドは用意をいたしております。それと、プライバシーを守るためのパーティション等も用意はいたしておりますけれども、まだ数が十分足りているところではありませんので、順次備蓄品を増やしていこうというところでやっておるところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

2つ目の避難訓練などは実施されているのかについては、行政区によって自主的な避難訓練を実施されているところがあるということですが、各行政区に話合いの場を設けてもらい、災害のパターンによって、津波のときにはここ、台風のときにはここと、避難先を決めておくだけでも、いざというときに安心して移動できるのではないのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員御提案の件につきましては、とても有効な御提案だと思います。津波や高波のときは、当然高いところに逃げるのが避難の原則でございますので、沿岸部の行政区におかれましては、適地を避難場所に設定していただいて、そこを、ここに逃げようねということで事前に決めておくことを区民の皆さんで決めておいていただくということにすれば、非常に有効ではないのかなというふうに思います。同様の感じで、山間部につきましては、土砂災害区域や、ここは危ないねというところをあらかじめ認識していただいて、ここじゃない、あそこ

にみんなで避難しようねというようなところのお話を事前にさせていただいておけば、避難のとき、災害のときなどには有効になるというふうに思っているところでございます。

また、そのような取組を各行政区が自主的に取り組んでいただくことは、非常にありがたいこととございます。それにつきまして、技術的なことや専門的なお話が聞きたいというようなこととございましたら、役場のほうや関係機関に相談をいたしまして、そういった情報提供をする場を、部落のほうに出かけて行って情報提供をするというようなことも可能ではないのかなというふうに思っているところでございます。

また、小・中学校の防災教室をやっているところでございますけれども、自分自身や家族が災害のときにどうすればいいのかなというのを事前に考えておくマイ・タイムラインという取組があります。そういったのを小・中学校で取り組んでおりますので、そういったことで順次子供たちには教育もしているところでございます。こういったのが広がっていけば、防災に強いまちになっていくのではないかと、災害に強いまちになっていくのではないかとこのように思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

さっきも言われましたとおり、台風のときなどは前もっての予想がつきやすいので、混乱はしづらいと思われませんが、いきなり起きる地震の後の津波では、一刻も早く高台などへ避難しなくてははいけません。比較的浅い有明海といえども、地震の規模が大きければ、それに対しての津波も想定しなければならぬと思います。平成23年に起きた東日本大震災で発生した大津波では、事前に避難訓練をしていた小学校の生徒が助かって、訓練をしていなかった学校の生徒は助からなかったということをお聞きしました。訓練はしなくても、せめて話合いでその方法や避難場所を把握しておくだけでも、いざというときの助けになると思います。その避難するときの手段の一つとして、車を使われる方もおられると思います。車も、ある程度駐車するスペースがあり、安心できる場所を各地区ごとに選定しておくのも大事なことだと思いますが、町としてはどうお考えですか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、その御指摘はもっともなことであるというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

3つ目の避難所での対応については、自主避難所などを開設したり、長期間の避難の場合、備蓄食料の提供などを講じると言われていますが、この長期間というのは具体的に何日間ですか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

長期間の定義につきましては、特段の定義はいたしておりません。基本的には、備蓄品が大体3日以上はもてるようには用意をいたしておりますけれども、それ以上になると備蓄品が不足してまいります。なので、町が目安としましては、3日を超えたら長期というふうに考えるのが妥当ではないかなと個人的には思っております。それについては、きちんと長期間の定義は設けていません。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

この場合の避難者の人数によっても対応が違うのですか。例えば、数人でも行えるのかどうか、お願いします。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

例えば、大雨や台風のときの自主避難所を設定するケースですけども、例えば大浦公民館の場合だったら4人とか、極めて少人数の場合もあります。そういった場合でも、避難所は開設いたしております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

ある高齢者が、災害発生のおそれがあるときに、町に連絡して避難させてもらおうとしたら、大雨が降っているにもかかわらず、車では来ないでくれ、布団は持ってきてくれと言われたそうです。一人住まいなので、どうすることもできずに、仕方なく1人で家に籠もっていたと聞きました。この場合、何か方法はありますか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

車で来るな、布団は持ってこいというような指示が町からあったということでございますけれども、想定いたしますと、非常に矛盾した指示でございますので、避難の方法のやり取りの中で、そのところだけ、会話の流れの中でそこだけ切り取っておっしゃっているんじゃないかなというふうには思います。通常そんなことは、町は指示はいたしません。恐らく想定としては、今駐車場が満杯で車を止める場所がないというような話の流れから、そんなふうになって、寝る道具はどうするんですかというふうな質問に対して、申し訳ないですけど、自主避難所の場合は自分で必要なものは自分で持ってきていただくのが原則となっておりますという流れの中で、部分的に切り取られて森田議員さんのお耳に入ったのではないかなというふうには想像いたしたところでございます。もちろん、こういったことが相手のほうに伝わってしまったというのは、こちらのほうの伝え方の落ち度でもあります。

ので、これにつきましては町のほうでもきちんと丁寧な説明をするべきだと思いますので、その辺につきましては注意をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それと、なかなか移動手段がない方、高齢者の方ですね。どうやって避難をしていくのかというような話になると思います。そういったときですけれども、まずは自力での避難が難しい方につきましては、避難行動要支援者というものに役場のほうで登録をさせていただいております。これは、お身内や部落、消防団などの協力で、この方は避難が難しいので応援してくださいねというような名簿でございます。この機会に、独居の方の高齢の方は、自分がそれに登録されているのか。当然登録されていたら、御本人にあなたは登録されていますという通知はするんですけれども、忘れていられる方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、私は登録しているのかな、登録されているのかなというのを確認していただければと思います。確認の方法につきましては、区長さんや民生委員さん、役場の総務課や町民福祉課のほうがリストを保有しておりますので、お尋ねいただければというふうに思っております。

また、少し話が前後しますけれども、自主避難所の場合の持ち出し品につきましては、自主避難の場合は自分で必要なものは自分で持ってくるのが原則でございますけれども、何を持っていくのかというリストにつきましては、参考といたしまして「町報たら」の6月号に掲載をいたしておりますので、ぜひ御一読いただいて、参考にしていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

この方は、今までの経験から大丈夫だと思って、自宅におられたと思うんですが、だんだんと不安になってきて連絡をしたと言っておられました。さっき言われていましたが、この方も事前に余裕を持って行動されていればよかったのでしょうか、現実問題として、こういう方は案外多いのではないかと思います。

今回の質問は、直接町に対してのものではなく、これは町から各自治体の、例えば総会などで、せめて年に1回ぐらいは災害について話し合ってもらい、その被害者が一人も出ないようにしてもらうことが大事なので、町としても各自治体に呼びかけてほしいと思っております。

これで私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（江口孝二君）

これで2番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番通告者、山口議員、質問を許可します。

○5番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今日の一般質問では、1つ目、住環境の整備についてというのと、2つ目、まちの人事部創設についてというのを質問させていただきます。

では、1つ目、町内における空き家戸数は年々増加しており、管理不足による近隣住宅への被害や地域の活性化を阻害する大きな要因となっています。人口問題に直結する住環境の整備について問う。

1つ目、直近3年間における空き家の戸数は何軒か。

2つ目、空き家バンクを通じて成約に至った件数は何件か。

3つ目、リフォーム補助の活用状況はどうなっているか。

4つ目、解体への補助は検討可能か。

5つ目、宅地の確保は今後どのように行っていくか。

6つ目、住環境における諸問題を解決するために、行政、建築建設業者、不動産会社、金融機関、森林組合、空き家問題の専門家などを交えた意見交換の場を設けてはどうか。

以上6つになります。よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の1点目、住環境の整備についてお答えします。

1番目の直近3年間における空き家の戸数は何軒かについてであります。令和3年度は208軒、令和4年度は210軒、令和5年度は279軒となっております。

2番目の空き家バンクを通じて成約に至った件数は何件かについてであります。本制度を通じて成約に至った件数は、令和5年度末までで33件となっております。

3番目のリフォーム補助の活用状況はどうなっているかについてであります。太良町空き家情報バンクに登録された空き家に対して行う家財処分やリフォーム、売買契約時の仲介手数料に係る費用等の一部について、太良町移住定住促進事業で補助を行っております。移住定住促進事業補助金の活用状況については、令和5年度までは累計で102件、総額で4,168万2,000円となっております。

4番目の解体への補助は検討可能かについてであります。太良町移住定住促進事業については、移住・定住を目的としているため、空き家の解体後に購入者が家を新築し、居住することを条件に、空き家の所有者が行う家屋の解体について、補助率2分の1、補助金の上限額を75万円の範囲で補助を実施しているところでございます。

5番目の宅地の確保は今後どのように行っていくかについてであります。基本的には個

人個人の対応となる場合が多いと思いますが、今後町においても町有地を優先に、適当と思われる土地について、宅地造成などを行い、移住・定住の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

6番目の住環境における諸問題を解決するために、行政、建築建設業者、不動産会社、金融機関、森林組合、空き家問題の専門家などを交えた意見交換の場を設けてはどうかについてであります。現段階では意見の交換の場を設けることは考えておりません。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

そしたら、順を追って質問をしていきたいと思っております。

直近3年間における空き家の戸数は何軒かという質問をさせていただいて、令和3年度は208軒、令和4年度は210軒、令和5年度は279軒となっているという回答をいただきました。それで、令和4年度から令和5年度までに210軒から279軒ということで、大幅な増加をしていますが、この原因というのは何でしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

2点要因があると考えております。

1点目が、まず依頼先である区長さんのほうで調査を行っていただいておりますけれども、区長さんも定期的に交代をされる中で、なかなか区長さん自身が空き家関係の情報を持たれていない場合が多いケースがございます。そういったときに、自分の知っている範囲内での報告を例年されていたということですが、令和5年度におきまして、そういう町で把握している空き家についても、各区長さんに状況を提供をいたしております。その提供をしたことによる調査対象が増えまして、そこについて空き家だという認識をされたことによる増加が一つの要因でございます。

もう一つにつきましては、使用中という認識で空き家を空き家でないということで報告をされた分につきましても、もう少し詳しく、月に1回とか2回とか、そういう頻度でを使用している分についても、状況によって空き家ということでカウントをし直したところによる増加、この2点でございます。

○5番（山口一生君）

増加の原因としては、調査の方法の見直しをされて、より厳密に詳細に状況の把握を行った結果、令和5年度では279軒ということで増加をしているということで理解をいたしました。279軒というと、太良町内におよそ3,200戸の世帯があって、そのうち279軒というと、1割弱ぐらいが空き家になりつつあると。計算方法はいろいろあると思っておりますけれども、10軒に1軒ぐらいは、もしかすると空き家かもしれないという状況になりつつあると思っております。住宅の密集地というのは、太良町も幾つかありまして、そういうところが空き家の軒数

が増えている状況にあるかと思えます。なので、どんどんどんどん活気が失われていく、何となくそういう状態に急速になりつつあるということで、皆さん御承知のとおりだと思います。

それで、2つ目で、空き家バンクを通じて成約した件数がこれまで33件となっていますけれども、これは空き家バンク制度を始めて、トータルで33件という認識でよかったですでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

○5番（山口一生君）

279軒空き家がある中で、33軒空き家でなくなって、それでも279軒が今現在空き家としてあると。それで、今回その空き家等の空き家バンクでお手伝いいただいている不動産の会社さんのほうにヒアリングを行ったところ、売買については動きにくいものがあると。空き家を買うとなると、例えば最低でも300万円、値づけとかもありますけれども、600万円とか、そういう値段をつけられているところもあって、なかなかそういった物件を外から来た人間がいきなり買うというのは、非常に情報も少ない中で難しいということをおっしゃられていました。いろいろなケースがあるので、売買が成立することもちろんあるとは思いますが。しかし、賃貸で、例えば月2万円とか3万5,000円とか4万円とか、そういったケースにおいては比較的契約が進むケースがあるということなんですけれども、この33件、今まで成約があったということなんですけれども、大体賃貸のほうが動きがあるんでしょうか。把握している中で教えてください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

例年、やはり動きとしては、賃貸のほうが大きい動きを取っている状況でございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

賃貸であれば、例えば5年間とか住んでみて、自分で新しく住宅を建てようとか、結構柔軟性があるということで、多分私であっても、移住先でいきなり家を買うというよりは、賃貸のほうを選ぶのかなというところを容易に想定はできるかと思えます。それで、賃貸であっても売買であっても、町が今実施している太良町移住定住促進事業における、例えばリフォームの補助とか、そういったものがございます。これまで102件、総額で4,168万円を町の財政から支出していて、こちらに関して、使用された方の意見というか、どういったことに使用されたかとか、使用后、その後きちんと住み続けられているか、そういったところの情報があれば教えてください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

リフォームの内容につきましては、水回りとか、いろいろな次の利用者の方が使いやすいような改修ということで、いろいろなパターンがあると認識をしております。

補助金活用者の意見としましては、全部は取れておりませんが、少し感触をつかんでいるのは、太良町においては改修が最大限200万円とかという、出る取組をしておりますので、よそに比べてそういった補助がありがたかったという御意見はいただいているところでございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

ほかの自治体に比べても遜色ないレベルで金額とか条件とかも設定されていて、空き家といっても赤の他人が住んでいた家でありますので、例えば間取りとか、そういったものがかなり特殊になっていると。もともと建てられた家庭の状況に応じて家を建てているものだから、そういったものを調整をするという上で、こういったリフォームの補助金というのは今後必要になってくるのかなと思っています。

そういった中で、なかなかそれでも空き家が動かないという状況は、現在状況としてあるのは事実です。それで、空き家として動かなければ、何でなのかなというのを分析とかをされているかと思うんですけども、現在考えられている、知り得る範囲でいいんですけども、空き家がなかなか減らない理由として、太良町、行政のほうで把握されている原因というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

空き家の状態であっても、親族の方が、1つはおうちのほうに仏壇があるということで、なかなかその辺の、しばらくはというお考えでなかなかその辺が進まないのが一つの要因だと思います。もう一つは、親族の方が町外、県外におられていたときに、定期的な帰省のときに、そういう帰省したときの家を確保しておきたいというのも一つの要因だと思っております。

以上です。

○5番（山口一生君）

空き家になっているところが、基本的に太良町に住まわれていない方が名義でなっていて、日常的にそれに煩わされることもないので、年に一、二回固定資産税のお便りが来たときとか、親戚事とかでこちらに戻られたときに、空き家をどうしようかなとか、農地をどうしようかなとか、山をどうしようかなみたいな話に毎度毎度なっているのかなと思います。実際、空き家にくっついているものとして、例えば農地とかが付随しているケース、農地、山林と

か、そういうものがあります。農地の取扱いについては、農地法がかなり縛りを入れている範疇ではありますが、現在のそういった農地の取扱いについての法規制というのはどのようになっているのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

農地法に伴いまして、太良町においては、令和4年度までは3反以上の農地所有者が農地の取得要件としてありましたが、農地法の改正に伴いまして、令和5年4月1日より、その下限面積要件が廃止になり、農地を購入するに当たっては、農業をされている方はもとより、していない方につきましても、あくまでその購入された農地利用を条件とされておりますが、購入することはできるというような形となっております。

以上です。

○5番（山口一生君）

農地法の規制緩和というか、農地の取得に関わる規制が若干緩和されてきているということで、3反を超える面積であっても、例えば農業をしたことがない方が購入をできるという理解でよろしいでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

農業をしたことがない方についても、その購入された農地をあくまでも利用はしていただかなければいけませんけれども、できるという形になっております。

以上です。

○5番（山口一生君）

農業をされたことがない方が、いきなり3反ぐらいの畑をやるぞとなったときに、かなり困るのかなというのが想定できます。意外と目に見える、これだけの範囲であっても、雑草等を駆除するのが大変ということで、それを全く経験がない方が実際やってみたら、恐らく3か月ぐらいで何が起きているかというのを理解されると思うんですよね、かなり難しいと。それで、例えば農業委員会とかで農地の売買とかの取扱いをされると思うんですけれども、そういった例えば農業をしたことがない方へ売却をするという案件が農業委員会に上がってきた場合、そういった農業委員会としてどういった意見が出るのかなというのは、執行部のほうではどのように考えられていますかね。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

農業委員会におきましては、あくまで、先ほど申しました農地法に照らし合わせまして、その農地の利用条件、機械であったり労働力であったり技術等を総合的に勘案して、農業ができるか、購入できるかという点を審査、検討するという形になります。あくまで新規就農

者につきましては、農林水産課農政係のほうで指導、助言等を行っていきたいと思っ
ているところがございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

農地は、自分のところだけで完結するようなものではなかったりもします。例えば、隣り
合った農地をかなり荒らしていると虫が来るとか、田んぼとかに関しては水を回さなきゃい
けないとか、いろいろな、コミュニティーでやっていくことでもあるので、そういったとこ
ろも土地が動きづらい原因になっているのかなと思います。私もはっきりとした解決法は今
考えているわけではないんですけども、現状の共有ということで質問をさせていただきました。

それで、元の住宅、空き地、空き家のところに戻るとは思いますが、空き家を今売買が可
能だとか賃貸借ができる、貸すことができる状態の家というのが、思ったよりも少ないんじ
ゃないかなというのが、私が調査をした感じでは感じるころでもあります。実際、リフォ
ームでどれだけ手を入れても、例えば屋根が駄目になって雨漏りしているとか、シロアリが
侵入しているとか、そういうので家主さんには申し訳ないけれども、これを売るのは厳しい
んじゃないですかみたいな、貸すのも厳しいんじゃないですかみたいな空き家が、実はこの
279軒のうち半数ぐらいを占めているんじゃないのかなというのが、私の調査した感じの感
覚になります。

それで、空き家のまま放置をして、売りもできない、貸しもできないという状態を維持す
るよりは、例えばそれを解体すれば、宅地として誰かが買ってくれるとか、隣り合った近所
の皆さんでそこを駐車場に使用できるとか、そういった余白が出てくるかと思うんですけれ
ども、今現状、この空き家の解体の補助というのをされていて、補助率2分の1、補助金の
上限が75万円、そしてもう一個条件があって、その空き家にしたところに新築の住宅を建て
るという条件がついています。それで、この解体の補助について、今どのように実際この補
助金が利用されているのか、近年の件数とかが分かれば教えてください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

すみません、解体の件数につきましては、お答えは後ほどしたいと思います。

もう一つの条件につきましては、実績としましては、議員の御案内のとおり、なかなか解
体の状況では進んでいないというか、なかなか空き家バンクに登録したり、そういう条件が
なかなかハードルが高くなっておりますので、手つかずのまま推移している状況だと認識
をしております。

○5番（山口一生君）

このまま空き家が増えていくということが起きると、例えばお一人でお住まいの住宅、世
帯とかも太良町は少なくはありません。なので、今後279軒から、例えば翌年30軒増えて、

それがまた100軒増えてとかというのが実際容易に想像できる状態になってきています。

それで、こちらの5番目に宅地の確保というものについて質問をさせていただいて、今町有地等を考えているということで回答をいただいています。それで、実際宅地ってどれぐらいあるのかなと思って、町内をあちこち見て回ったところ、太良町は意外と宅地がないということに気がつきました。宅地がないというのは、例えば今畑であるところを潰して住宅を建てるかというのとは可能かと思うんですけども、近年いろいろな災害等があつて、50年前はここに家を建てたけれども、今はそれは考えにくいねと。私の住んでいる家とかはそうですね。御存じの方じゃないと分からないですけど、崖が裏にあつて、雨が降ったら盛大に崩れると、そういうところに私は住んでいるんですけども、50年、100年前ですね、入植してきたときにだったら、そういうところに家を建てるかもしれないですけども、今そういうところに、例えば地滑りとか、災害がハザードマップに載っているような場所というのは、まず宅地としては適当ではないと。そもそも、もしかしたら認可が下りないということも考えられます。例えば、山を切って宅地を造成しようとなつたときも、山を切ったらどうなるかというのが、例えばオレンジロードで皆さん水害のときに見られたと思うんですけども、切ったところから盛大に崩れると。太良町は水がたくさんありますので、どこに水路が走っているかというのは非常に見つけるのが困難というか、何が影響するかというのが分かりづらいと。なので、むやみに山を切るわけにもいかないと。それで、例えば、じゃあ盛土をすればいいんじゃないかと、埋めればいいんじゃないかという話になるんですけども、例えば熱海で起きたような、ああいう地滑りみたいなものが、あそこは盛土をして、結構問題になっていて、国のほうも盛土規制法というのでかなり規制を強めている状態でもあると思います。それで、宅地として確保しようと思ったときに、意外と場所がないと。造ろうと思ったら、畑を潰すか埋め立てるか、そういう状況になってくると思います。

それで、私が考えていたのが、空き家を解体するしかないんじゃないかなというところの考えに至りました。空き家が今建っているところ、そこは宅地として適当である、向いているという場所に家はそもそも建っていると。それで、例えばそこはここ100年ぐらいいろいろな災害が来ても、そこに家が建っているというのが証明されている場所。なおかつ、ライフライン、例えば電気とか水道とか、ガスはプロパンがほぼなので、そういったもの、あとは道路に接道しているというところで、ライフラインがきちんと準備されている場所に今279軒の空き家が建っているということになります。なので、災害等も鑑みて、例えば新しく宅地を用意する、移住者を招き入れるということを考えたときに、空き家を解体するというのが一つの選択肢になってくるのかなというふうに考えています。それで、空き家の解体の条件として、その後新築を条件とするというのが、現在そういった補助の文言に入っていますけれども、この新築を前提とするというのを、今後緩和してみるということは検討可能でしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まず、先ほどの空き家の解体数の件数につきましては、平成29年度からの実績といたしまして4件となっております。

それで、現況におきましては、個人の資産形成に関わる部分でございますので、そういった個人の解体については町として行う考えは今のところありません。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

補足します。

空き家だからといって、むやみに、あくまでも空き家といえども個人の所有物ですよ。そこを、じゃあ解体して売りたいというふうなことであれば、そこに新たに家を建てるという条件があれば、うちのほうでも補助が対象になるわけですね。ですから、そういったことで、もう少し空き家だけに限らず、住宅地がないと言われますけれども、ありはすると私は思います、集落の中には。結構畑みたいところが住宅地に変わっていつているというところも見受けられますので、そういったところが今後は個人的に売買できるのか何かは分かりませんが、宅地化していってくればありがたいなという思いはしております。先ほど言われた、山を切つてどうのこうのって、それは条件が、例えば学校とか駅とか病院とか、買物に近いといった場所しか宅地は動かないと思いますので、そういったところでライフラインも、先ほど言われるように、水道もあり電気もありというふうなところでしか住宅用地としてはなかなか厳しいのかなという思いもしておりますけれども、先ほど答弁で言いましたように、まずは私も、町の町有地が条件のいいところにありますので、そこを何区画か、できる範囲で近くまで、個人さんの土地まで相談できれば、少し幅広くして、宅地造成をしながら、町の分譲地として取り組んでいきたいなという思いはして、今検討をしているところでございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

個人の資産の形成に当たるのではないかとということがありますがけれども、このままずっと同じ施策を続けていて、空き家が減るのかなというのが私の個人的な意見です。空き家がそのまま増えていって、本当にどうなるかというのを考えれば、例えば家が特定空家ということで今後認定をせざるを得ないような危険な家屋、空き家が今後増える可能性もあります。それで、特定空家に認定した場合、その固定資産税の減免というのはなくなって、逆にペナルティーとして何倍かの固定資産税をかけていきますということで、そういったところが今後増えていくのかなと。そうなってくると、行政的な例えば調査の負担であったり、そういった住民さんとの話し合いとか、結局後手後手になればなるほど問題はどんどんどんどん大

きくなっていくということになるかと思います。

それで、今現在、よく言われる建物、空き家にかかっている固定資産税というのは、どのように計算をされているものなんでしょうか。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

空き家に関してかかっている税金、まず土地に関しましては、住宅が建っておりますので、200平米までは小規模住宅用地の特例ということで、評価額の6分の1で計算をしております。200平米を超えた分の土地に関しましては、住宅用地の特例ということで3分の1の評価額で計算をして、固定資産税、土地の分は出しております。上物に関しましては、空き家でかなり老朽化しているものというのは、多分25年、30年、50年経過していると思いますので、再建築価格で出した分の20%、その分で1.4%を掛けた金額で税金を出しております。ただ、先ほど御紹介がありました特定空家とかの状態でしたら、ほとんど評価額はないと思いますので、建物の税金はかかっていないのかなと思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

固定資産税、その土地、建物、評価額の6分の1に1.4%を掛けた額を毎年町の財政の収入として、歳入として今扱われていると思います。自治体によっては、例えば解体を推進して、解体に対する補助を行ったりして、その固定資産税の減免に関して、2年間とか10年間とか据え置くというような、言ったら解体をしやすくするような政策を取られているところもあります。実際、太良町内に今太良町の歴史上一番住宅が建っています、恐らくですよ。それで、実際若い次の世代というのは、簡単に造成したりとかというのは難しいですよ。造成したり、ちゃんと水道を通したりするのに、例えば三、四百万円かかりますと。今、資材も高騰しているので、住宅の価格も、前だったら1,500万円で建てられたものが3,000万円かかりますと。そういった状態にどんどんどんどんなっています。なので、できればこれからやっていく世代のために、スペースを空けてほしいというのが私の意見です。今、建物が建っていたら、何か生み出そう、やろう、建てようというときに、どうしようもできないと。なので、もしこっちにお住まいでない方が、どうしていいかわからないということで空き家を放置されているのであれば、そういったものを解体する、解体をするということは解体をされる方のお仕事にもなります。そういったところに住宅が建てば、職人さんたちの仕事にもなると思います。実際、解体した後、そういったところに100軒分の宅地を造って、100軒町が建てたほうが早いんじゃないかなと思っています。

それで、どうやって建てるの、お金がかかるでしょうという話なんですけれども、例えば町有林が今1,500町歩あって、山を管理しないと、今立っている30年生、40年生、50年生の完璧に管理をされた、枝打ちをされた材木ですよ、立木が適切に管理できないと。間伐を

しなければ、駄目になっていくという状況も抱えています。それで、じゃあ、太良町でどれぐらい間伐をし続けないといけないのかというのは、現在、年間6,000立米分ぐらい間伐ができています。でも、本当は適切に健康的な山を維持するためには、1万立米ぐらい間伐をする必要があります。その1万立米分の材木が太良町にはあって、その木をなるべく使って住宅を建てるということになれば、まず解体でお仕事ができます。家を建てるのでお仕事ができます。皆さん、今仕事がない状態ですので、いろいろな職人さんたちも遠方にお仕事に行かれていたりします。例えば、そういったお仕事が太良町内にあるということになれば、木を切る必要もあるし、家を解体する必要もあるし、家を建てる必要もあるということで、お金が町内に回るという状態をつくり出すこともできると思います。今、町有地に戸建ての住宅、平家とかでもいいと思うんですけども、そういったものを町有林の材木等を使って、なるべく町の方で、まずは一、二軒そういったものから試しに建ててみるということは今考えられることでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

町有林とかを使って、戸建てを造って販売していくという計画はありません。先ほど言いましたように、あくまでも町有地を宅地造成して、そこに新たに自分たちの思いの家を建てていただくと。そういった形にするために、宅地造成はやりますけれども、戸建てを町が造って販売というところまでの考えはございません。

以上です。

○5番（山口一生君）

今、町の住宅というか、町有の住宅というのがあると思います。それで、入居された方が出ていったら、都度募集をして、抽せんをしてということで入替えをされていると思うんですけども、一番最近そういった募集をされたときに、どれくらい応募があったのか、分かれば教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

手持ち資料がございませんので、お答えできません。申し訳ございません。

○5番（山口一生君）

私が聞き及んだ話であると、4件ぐらいの方が、1件の抽せんに参加をされた。そして、その3件の家庭というのは、実際に太良町にそういった状況の戸建てがあれば入りたいというふうに考えられている方です。なので、積極的にそういったものを町として準備をしていくというのは、今後検討していただくことも可能なのかなということで考えています。それで、実際そういった人を増やすということ、住むところがないからといって、実際別のまちに住んでいるというケースも多々あります、実はですね。私も空き家を探してくれとかという相談を受けるんですけども、実際条件が合わないとか、買うのは厳しいとか、も

う少し家賃がリーズナブルだったらいいとか、そういうことをよく聞きますので、今の恐らく延長線上には人がある程度増えるというのが考えにくい状態ではありますので、今後そういったところも含めて解体を進めるとか、町でもっと住宅を造るということを検討していただきたいなと思っています。

次の質問に移りたいと思います。

2つ目ですね。

まちの人事部の創設について。

人口減少に伴い、本町のみならず、日本国内では人手不足が急加速しています。産業の維持継続に当たっては、喫緊の課題であるまち全体の人事部を創設することが必要であると考え、このことについてお尋ねをします。

1つ目、人手不足を補うために外国人の雇用が広がっていますが、現在の町内在住の外国人は何人か。

2つ目、外国人と町民のコミュニケーションや相互理解促進についての本町の取組はどうなっているか。

3つ目、太良町役場における人材募集の現状はどうなっているか。

4つ目、1人を雇用するためにかかるコストはどの程度か。

5つ目、求人情報を行政で取りまとめて、人材募集を広く行う取組は可能か。

6つ目、日本全国でまちの人事部という取組が広がっているが、これはどのような取組か。また、同様の取組を本町でもできないか。

以上6つになります。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の2点目、まちの人事部創設についてお答えします。

1番目の人手不足を補うために外国人の雇用が広がっているが、現在の町内在住の外国人の数は何人かについてであります。令和6年5月1日現在で89名であります。

2番目の外国人と町民のコミュニケーションや相互理解促進についての本町の取組はどうなっているかについてであります。実績としましては、令和5年度に多良中の生徒と町内在住の外国人の方との交流を実施したところですが、今後も引き続き町民と町内在住の外国人の方との交流の場を模索していきたいと考えております。

3番目の太良町役場における人材募集の現状はどうなっているかについてであります。太良病院を除く年別受験者と採用者数を申し上げます。

令和元年、受験者21人、採用人数7人。令和2年、受験者21人、採用人数6人。令和3年、受験者11人、採用人数6人。令和4年、受験者11人、採用人数5人。令和5年、受験者18人、採用人数5人。

以上でございます。

4番目の1人を雇用するために係るコストはどの程度かについてであります。職員募集に係る費用としては、広報費と試験委託費が経費となります。広報は、町の回覧、広報紙、ホームページ、公式LINEを利用していますので、特段の費用は発生しておりません。試験委託費としては、佐賀県町村会の統一試験が、受験者1人当たりの負担金が約2,100円、町独自の採用試験を行う場合で、専門業者に試験の委託をする場合で1人当たり約3,000円程度となります。

5番目の求人情報を行政で取りまとめて、人材募集を広く行う取組は可能かについてであります。求人については、ハローワークや個人事業主が独自に人材確保に努力されているものと思います。現段階では、町が全産業で人材募集を広く行う取組については考えておりません。

6番目の日本全国でまちの人事部という取組が広がっているが、これはどのような取組か。また、同様の取組を本町でもできないかについてであります。全国での取組の事例の一つを申し上げますと、民間と行政からの人材を合わせた連携型で組織を立ち上げ、民間事業者主導による民間ノウハウを活用した運営形態とし、行政が委託事業として運営に対する支援を行っているケースがあります。課題としては、継続的な組織運営体制の構築のための安定した財源と、実績ある事業者及び人材の確保のほか、様々な課題があると思われまので、現段階ではまちの人事部などの取組については考えておりません。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

2つ目ですね。

まちの人事部ということで、求人とか、こういった仕事がありますというのを町のほうでバックアップしながら、広く全国に対して募集をするということが可能かどうかをお伺いしました。今のところ、こういった取組については検討は考えてはないということで回答いただきました。実際、民間の雇用の状況というのは、非常に厳しくなっています。もちろん、給料がどんどんどんどん高くなっていますし、太良町だけでなくいろいろところで採用が難しくなっていて、人材不足というのが顕著になってきています。太良町役場においても、去年18名ですね。受験者18名、採用人数5名ということでありましたけれども、これは1回目の募集のときは、実際何名の方が応募をされたのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

1回目の統一試験は9月に行いましたけれども、その受験者数は4名でございました。そのうち、合格適格者は1名のみでございました。その合格適格者の1名が2次試験を辞退されましたので、応募はゼロということで、9月の統一試験は採用ゼロという結果で終わりました。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

経営的に一番安定というか、担保されている太良町役場においても、9月の募集の時点ではゼロ人ということで、採用まで至らなかったということで、人材の獲得の難しさというのが、役場でも感じられるようになってきているということが分かりやすくなってきていると思います。民間はさらに条件が、例えば休みが少ないとか、給与が低いとか、そういったこともありますので、人材獲得においては困難を味わっているというのが今の状況です。その代わりに、外国人の方に来ていただいて、いろいろなところで活躍されている方も多いんですけども、いろいろな日本国内でも外国人が増えて治安が悪くなったとか、文化の違いで、例えばそういったいざこざがあるとか、そういったことというのが今現在太良町内では起きたりとか、そういったことというのはあるんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

防犯の担当課としてお答えをいたしますけれども、警察からは、町内で外国人がそういった犯罪を、事件を起こしたということは報告は受けておりませんが、1件、大浦駅で外国人が学生の付きまといをしたというような報告は受けております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

1件、そういった外国人の懸念される事案があったということで理解をしました。町民さんも、例えば最近自転車に乗って外国人の方がスーパーに来ているとか、身の回りで結構見かける機会も増えてきたので、そういった外国人との共生というの、産業の維持ができなくなっているというのが正直なところですので、町としてもそういったところの理解を深めていく、なるだけ穏便に共生できるような状態もある程度は検討していく、促していくようなことも必要なのかなと思っています。実際、ミカンとかの農家さんにお話を聞くと、ミカンがなっているけどちぎる人がいないと。ミカンもなっているだけではお金にならないので、ちぎる人が来てくれたら、ある程度そういった収入にもつながるということで、今後も外国人に来ていただいて、共に頑張っていたくというような機会は増えるのかなと思っています。

それで、来ていただくということになったときに、町外から人が来るといったときに、前の話に戻りますけれども、住宅がないというところに、振出しに戻るといったことになります。結局、住むところが限られていて、現在そういったところもないというのが根深い問題としてありますので、そういったところはこういった人事関係のところ等を含めて、今後も柔軟に積極的に検討いただけたらなと思っています。

それで、実際町の職員の話なんですけれども、募集をしても思ったように人材が集まらな

いということが今後増えていくのではないかなというのが考えられるんですけども、実際今町職員を採用するに当たって、年齢制限等はあるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

試験につきましては、受験資格の中に年齢制限を設けさせていただいております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

その年齢というのは、何歳でしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

最新の年齢制限では、29歳を上限といたしているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

29歳が上限ということで今は場を仕切られていると思うんですけども、今後人材の獲得が難しくなってくるということであれば、そういった年齢制限というものも見直す、もしくは撤廃するという事も視野に入れながら、検討されたほうがいいんじゃないかなと思っています。実際、今現在会計年度任用職員等で町の運営を一緒にやってくれている方もいらっしゃるかと思えます。そういう方がもっと本腰というか、もっといろいろな業務に携わって、例えば太良町を盛り上げたいとか、町の運営を活性化したいという方もいらっしゃるのかなというのを考えていますので、そういった年齢制限等の見直しについて、今後議論というか検討をしていただきたいなと思うんですけども、そのことについてはいかがが考えられていますか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

年齢制限につきましては変更可能でございますので、人材の応募の動向を見守りながら、柔軟に対応できればなというふうには、担当としては思っているところでございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

職員の採用については、例えば技術屋あたりは、年齢がどうしても29歳ぐらいでは応募者がいないという場合もあります。どこかの、例えば民間の会社に行きよって、事情があつて太良に帰ってこないかんという方がおられたとすれば、そういった方が受けやすいような体制をつくってやって、太良町にまた戻ってきてもらって、太良町役場で働いてもらおうと。正直言って、今うちの技術あたりは年齢が行きまして、退職という形になって、職員の技術屋も少なくなってきましたので、今後いろいろ事業をする上で差し支えも出ております。そ

ういった意味で、少し年齢の幅を広げて採用できないかというようなことで、担当課長あたりとも協議をしながら進めておりますけれども、そこの辺を、今議員御案内のとおり、検討しながら対応していきたいなとは思っております。

以上です。

○5番（山口一生君）

現在、世の中の的にも年齢による差別とか性別による差別とかというのが、以前に比べるとかなり細かくもなってきていますので、その方がどういう動機でどういう思いでこの太良町の、例えば運営に携わりたいかというお気持ちを酌み取ってもらえると、いろいろな選択肢が広がるのかなというふうに考えています。実際、30歳ぐらいでどうしようかなと、民間の企業で働いていたんだけど、太良町に仕事があったら帰りたいなという人も、もしかしたら町出身の方とかでいる可能性もあります。実際に佐賀県庁とかでは、社会人枠ということで民間から人材をどんどん今入れていて、私もお会いする県庁職員の方で、去年まで民間の会社にいましたという方をよくお見かけするようになってきました。一応、町としての仕事のやり方とか考え方とかというのはあるかと思うんですけども、いろいろなこういった変化が多い時代、しかも人口が減り続けていて、太良町のように課題先進地ですね。太良町が先陣を切って解決していかなければならない問題が山積みの状態である中においては、そういった民間の知識を持っている方、外部の知識を持たれている方、年齢、性別、幅広く探し出して、何とか来ていただく必要もあるのかなと考えています。そういった募集の門戸を広げられるに当たって、できれば民間の事業者の広報のときに、こういう人材を探していますというところの広報に相乗りをさせてもらおうと、民間の事業者も人材を探し出す費用というのが低減できますので、そういったところで産業の下支えというのを考えてみていただけたらなと思っています。今の状態だと、かなり限られた方に対しての門戸が開かれている状態ではありますので、いろいろな今までのお仕事のやり方、そういったものも踏まえながら、なるべく広く人材を募集して、そういった人材の方が見つければ、住む場所はこちらにありますということスムーズに御案内ができるような状態をつくる必要があるかとは思っています。

以上で私の質問は終わります。

○議長（江口孝二君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

昼食のため、暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番通告者、田川議員、質問を許可します。

○8番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を開始します。

今回は、2点聞きます。

1点目が中学校の部活動の地域移行、2点目が国スポと全障スポについてです。

まず、中学校の部活動の地域移行について質問していきます。

国は、公立中学校の部活動を民間に委ねる地域移行を段階的に進めています。運動部も文化部も、まずは休日の地域移行を令和7年度末を目標達成時期と定め、推進をしているところであります。本町の現状とその取組などについて質問をします。

1点目、大浦中学校の部活動の現状はどうであるか。

2点目、部活動の地域移行の現状はどうであるか。

3点目、部活動の地域移行は生徒数の減少が一因ですが、本町の中学校の統合についてどう考えているか。

以上3点について質問します。答弁をよろしくお願いします。

○教育長（岡 陽子君）

田川議員の1点目、学校行政についてお答えします。

1番目の大浦中学校の部活動の現状はどうかについてでございますが、現在大浦中学校の部活動には、軟式野球、サッカー、女子バレーボール、女子ソフトテニス、剣道、吹奏楽の6つの部があり、活動しております。生徒数の減少に伴って部活動の加入人数も減っていることから、人数が少ない部は、多良中学校をはじめ他の中学校と合同チームをつくり、活動している状況でございます。

次に、2番目の部活動の地域移行の現状はどうかについてでございますが、部活動の地域移行につきましては、今のところ部活動指導員や外部指導者を活用しながら学校部活動として活動をしており、地域移行には進んでいない状況でございます。

次に、3番目の部活の地域移行は生徒数の減少が一因だが、本町の中学校統合についてどう考えるかについてでございますが、まずは子供たちの豊かな学びの環境を維持、創出するための人口減少社会における学校教育の在り方や、学校の適正規模、そして部活動の在り方などについて話し合う場を設けて、今後の方向性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

中学校の部活動の地域移行についてですけれど、中学校の部活動は、私たちの時代であれば、授業が終わりますと部室へ行って着替えてグラウンドなり体育館へ行って、または文化部であれば、例えば音楽室などに行って、顧問の先生の指導を仰ぎながら練習を行って、そ

してそのまま帰るといふ、そういった形だったと思うんですけど、これも部活動の活動も最近はいろいろと形を変えて行っておられるということを知っています。その背景には、まず生徒のニーズの多様化ですね。それですとか、また生徒数の減少により活動メニューの縮小化、また先生たちの業務負担の改善などがあると知っています。分かりやすく言うと、昔は1学年に100人も200人も生徒がいて、例えばサッカー部とか野球部とかという大人数の部活動も支障なくやれてきたわけなんですけれど、最近では一学年20人ですとか30人という学校も増えてきています。そういった中学校になりますと、活動できる部の数というのにも限られてくる。先ほど、大浦中学校の場合は6つということで、昔と比べれば大分少なくなっておりますけど、限られてくる。しかし、国としてもそうした少子化の中でも、できるだけ子供たちが多くの部活動ができる環境というのを提供したいと、確保してやりたいと。また、その部活動の指導者を、昔と同じように学校の先生がやることで、また仕事の負担も増えて、また民間企業でいいますと、最近は働き方改革が進んでおりますけど、依然として学校のほうはそういった改革が進んでいないと。依然として労働環境が悪いということで、最近になりますと、先生の成り手、なりたいという人も減ってきているという状況もございます。

それで、これまで学校の先生が行ってきた部活動の指導を地域の団体ですとか地域のクラブのほうに移行させていきたいというのが、部活動の地域移行になると思います。そうすることで、先生方の負担は軽減しますし、市内や町内に幾つかある学校が一つのチームをつくと、合同で。そして、それで大会にも出場ができるということでもあります。国としては、将来的には平日、土日に限らず完全移行したいという計画ではありますが、まずは土日の部活動の地域移行を推進したいということであろうと思います。

今回、もちろん太良町には多良中学校と大浦中学校がありますけれど、時間の都合もございましたので、今回は大浦中学校に焦点を絞って質問をしていきたいと思っております。

その大浦中学校ですけれど、現在の生徒数、何人いるのか。現在は、3年生が32人、2年生が20人、1年生が14人ということで、全校生徒数が66名となっております。

それで、1点目の大浦中学校の部活動の現状はどうかについて聞きますけれど、先ほど教育長のほうから部活動を挙げてもらいました。軟式野球部、サッカー部、女子バレー部、女子ソフトテニス部、剣道部、吹奏楽部と6つの部活動を挙げてもらいましたが、それぞれの部活動の部員数、これは何人になるのか、まずはそこからお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

大浦中学校のそれぞれの部活動の部員数ですけれども、まず軟式野球部5人、サッカー部1人、女子バレー部5人、女子ソフトテニス部8人、剣道部9人、吹奏楽部9人でございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

どの部活動も、人数がかなり少ないかなと思っておりますけれど、先ほどの答弁の中で、人数が少ないところは、多良中学校をはじめとするところと合同でチームをつくり活動しているということがございましたけれど、まずどこのチームと合同でやっているのかということと、おのおのの日々の活動ですね。例えば、先ほど言われたように、軟式野球部5人とかサッカー部1人とか、どうやって練習をやっているんだろうと思いますので、こういったところは日々の活動はどこでどのようにやっているのか、そういうのをまず、おのおのの部活ですね、お答えしてもらえますでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、5人の軟式野球部ですけど、水曜日を除きます平日は学校のグラウンドで練習を行っております。土曜日につきましては、吉田中学校と合同で練習をされております。

続きまして、部員1人のサッカー部ですけども、水曜日を除く平日は学校の運動場で、土曜日は鹿島の西部中学校の練習に参加をしております。

なお、部員が1人ですので、平日の練習は前半を1人でできるランニングとカリフティングをされて、その後顧問の先生とマンツーマンでパスなどの基本トレーニングをされております。

続きまして、女子バレー部ですけども、水曜日を除く平日は学校の体育館でされております。土曜日につきましては、多良中学校または大浦中学校で合同で練習をされております。

続きまして、女子ソフトテニス部ですけども、日曜日と月曜日を除き学校のテニスコートで毎日、大浦中学校単独で練習をされております。

剣道部につきましても、日曜と水曜を除き学校の武道場で毎日、大浦中学校単独で練習をされております。

最後に吹奏楽部ですけども、これも日曜と水曜を除き学校の音楽室で毎日、大浦中学校単独で練習をされております。

以上です。

○8番（田川 浩君）

各部活動ですけど、結構大変な活動の内容だと思いますね。土曜日は、例えば軟式野球部でしたら吉田中と一緒に合同練習と。サッカー部ですと、西部中で、1人ですので、西部中に行って合同練習ということです。サッカー部に関しましては、よく聞くのが、地域クラブが鹿島地区には幾つかあって、そっちの地域クラブのほうにも実は大浦中学校の生徒も行っているというような話も聞いておりますけれど、そういった受皿も一応ある部はあるということで理解をしておりますけれど。

それで、これだけ、私たちのときと比べたら全然練習の仕方も変わってきていると思いますけれど、これで中体連とかの大会ですね。また、吹奏楽部ですとコンテストとかになると思いますけれど、こういったものへの参加というのは、これはこのチームで行くということなんですか。それはどうなんでしょうかね。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、軟式野球部ですけれども、中体連に出る際には、吉田中学校、大浦中学校の合同チームということで参加をされております。あと、サッカー部ですけれども、鹿島市の拠点校であります鹿島市立西部中学校において、その西部中学校のチームに参加をされております。あと、女子バレー部ですけれども、多良中学校と大浦中学校の合同チームということで参加されております。あと、女子ソフトテニス部、剣道部、吹奏楽部につきましては、大浦中学校として参加をされておる状況でございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

軟式野球部、サッカー部、女子バレー部については、ほかの中学校と合同で中体連に参加していると。ほかのところは単独でコンテスト、また中体連に参加しているということで分かりました。

それで、2番目の部活動の地域移行の現状はどうかということに移りますけれど、先ほど部活動をやるに当たって、指導者については部活動指導員と外部指導員を活用しながらやっているということでしたけれど、この部活動指導員と外部指導員、この2つありましたけれど、違いというのはどこにあるのか、御説明いただけますでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、部活動指導員ですけれども、指導員1人で指導が可能となっております。また、試合とか練習試合においても、生徒の引率ができるようになっております。対しまして、外部指導者ですけれども、顧問の先生と連携協力するのが前提でありまして、部活動の技術的な指導を行うのみとなっております。

以上です。

○8番（田川 浩君）

部活動指導員さんというのは、1人で指導することが可能と。引率も可能であると。それで、外部指導員さんは、基本的には顧問の先生と一緒に指導しなきゃいけないということで分かりました。

それで、おのおのの6つの部活動の指導者ですね。これは、昔みたいに顧問の先生がやっているところもあると思うんですけど、今出てきた部活動指導員さんと、あと外部指導員

さんもやっていると思いますけど、おのおのの指導者は誰がやっているのか、これについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、軟式野球部、サッカー部、女子バレー部、この3つの部につきましては、顧問の先生が指導を行っております。女子ソフトテニス部、これにつきましては顧問の先生と部活動指導員さんが指導を行っております。あと、剣道部と吹奏楽部につきましては、顧問の先生と外部指導者で指導を行っている状況でございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

分かりました。それで、中体連とかコンテストの引率に関しましては、誰がやっているのか。いかがでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

引率ですけれども、女子ソフトテニス部につきましては、顧問の先生と部活動指導員さんが行っております、ほかの5つの部につきましては、顧問の先生が引率を行っています。

以上です。

○8番（田川 浩君）

分かりました。大浦中学校の部活を見るときに、女子ソフトテニス部は部活動指導員の方がいらっしゃいまして、丁寧といたしますか、顧問の先生と一緒に指導されているということでしたけれど、外部指導員の方も合わせたところで、地域は指導者というのはなかなか新しい方が現れてくれないという、そういった課題といたしますか、あると思うんですけれど、今はすばらしい指導者の方がたくさんいらっしゃると思いますけれど、新たな指導者についての募集といたしますか、発掘といたしますか、そういったものについてはどういったふうに工夫をされているのか、それについてはどうでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

新たな指導者の発掘ということですが、指導者につきましては、学校単位で適任者を探してもらっている状況であります。それで、部活動指導員なり外部指導者ということで町のほうへ申請をしてもらっている状況で、町として認定をしている状況でございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

指導者に対しては、学校単位で探してもらっていると。その方を町で認定しているという流れになると思います。

それで、大浦中学校を見た場合、今後10年ぐらいは大体今の小学校、また新生児あたりまでは1学年20名前後で推移するような感じであります。そのときの生徒の方の入部の希望数、そのときはやったものとか人気がある部とかがあった場合に、かなり偏りがあったり、今は結構部員がいるけど、少なくなったり、いろいろ移動があると思うんですね。それで、現在休部扱いになっているという部活はあるのか。また、部活動の休部や廃部についての取扱い方には一定の基準などがあるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

現在、大浦中学校で休部扱いになっている部活動はございません。

また、休部とか廃部とかの明確な規定はありませんけれども、休部という部については、復活が可能かと思われまますが、そのときの先生方の配置によっては不可能ということになる可能性もあります。また、完全に廃部となっている部につきましては、完全に不可能という状況でございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

この地域移行の大きな課題といたしまして、まずは受皿になる地域の団体、またクラブが不足しているということですね、全国的に見てですよ。また、先ほど言いましたように、指導者の確保の問題というのがあると思います。ある程度人口が多い市とかでしたら、可能性も高いと思うんですけど、本町のような人口が1万人を切るような小さなまちにとりましては、なかなかこれがまた難しい点もあるのではないのかと私は思っております。今後、本町の部活動の地域移行に関しましては、どのような方針で教育長は進めていくのか。どうですか、担当としていかがでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

令和4年12月に一度検討会を開催しておりまして、太良町においては部活動指導員を配置し、学校の部活動として活動していくことを確認いたしております。今後につきましても、どのような形がいいのか検討をしながら、調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○8番（田川 浩君）

令和4年12月に検討会を開いて、そこで決まったことについて検討しながらやっていきたいということでもございましたけれど、3番に移りますけれど、この部活動の地域移行といたしますのは、その一因として生徒数の減少、これが大きな要因だと思っております。本町の中学校の統合についてどう考えるかという問題ですけれど、今年の4月、白石町で中学校の統合が行われました。有明中、白石中、福富中の3校が合併して、新しい白石中学ができました。

た。全校生徒数が551名、単純に3学年の3で割りますと、1学年が約180名になると思います。また、ここ3校のおのおのにありました陸上部は、統合を機会に地域の白石アスリートクラブというところに移行されたと聞いております。ちなみに言いますと、太良町内の中学校は、多良中学校が全校生徒115名、大浦中学校が、先ほど言いましたように66名、合計で181名となります。

この学校の統合については、私も議員になって何度となく視察に行きました、いろいろなところにですね。それで、どこの視察先に行っても言われることは、統合の話を出してから統合になるまでというのは、10年かかると言われるんですよ、10年。それはそうですよね。統合といいますと、複数の学校があつて、まずどれを残すか。逆に言うと、どの学校を廃校にするのか、ここからまず始めなきゃいけないという問題がありますと、なかなか前に進まないという問題がございます。しかし、どこかの時点でこの話を俎上に載せないと、話としてですね、これはなかなか進まないという問題もあります。統合するのか、このままで行くのか。そこら辺の筋道をつけるのは、私は教育委員会だと思っています。先ほど答弁の中で、いろいろな話し合う場を設けて検討していくということでしたけれど、具体的にどういうふうなことをやっていくおつもりなのか、これについてはいかがでしょうか。

○教育長（岡 陽子君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、教育は百年の計、つまり長期展望をもって進めていく必要があると考えております。人口減少社会の中、どのような方向に進むといいのか、難しい課題を突きつけられている現状だとも思っております。部活動の在り方を含めて、子供たちの豊かな学びや体験を確保するためにはどうすればいいのか、できるだけ早く、また保護者をはじめ多くの町民の声を聞くなどして、慎重に検討を重ねてまいりたいと思っております。

そのために、まずは総合教育会議において太良町の課題を明確にできればと考えています。総合教育会議というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている会議でございます。町長が招集いたします。それで、構成員は町長と教育委員会の委員でございます。そのほか、副町長をはじめ関係各課事務局がスタッフとなります。協議調整事項としては、これも地教行法に示されているんですが、1つは教育大綱の策定というのがございます。2つ目に、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策というのが挙げられております。今回は、この2点目の教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策として、総合教育会議を開催したいというふうに考えているところです。この会議で今後の進め方の骨格を検討することになると思いますが、まずは県内外の学校教育の状況を調査すること、また太良町の現在の課題を整理するなどして、これからどのように検討を進めるのか、今後の検討の枠組みが整理できればと考えております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

今の答弁をまとめますと、総合教育会議というのを開くと。これは、町長と教育委員の皆様で構成されると。スタッフに副町長以下も入るということで。そこで教育大綱をつくったり、教育の条件整備をつくったりすると。今回につきましては、条件整備のほうで進め方の骨格ですね。町内外の調査をやったり、町内の課題の整理をしたりということで、まずは方向性といいますか、そういったものをつくっていくということだったと思いますけれど、これが速やかに行われることを願いますけれど、何でもかといいますと、大浦中学校をまず言いますけれど、その校舎、教室のある奥の校舎ですね。あれは55年、建設からたっております。その手前のほうの職員室がある校舎も、45年たっております。それで、多良中学校のほうも大体似たようなものだと思っております。もちろん、耐震の改修が必要なものはやっているとありますが、それにしても55年という年月がたっておりますので、統合するとなると、そういった建物の問題、公共施設の問題ですね。それと、もしスクールバスなどを出すことになれば、そういった地域の公共交通、交通の問題にも係ってきますので、先ほど10年と言いましたけれど、そこまでかかるかは分かりませんが、とにかく私的にはぎりぎりぐらゐの時間スケジュールかなと思うんですよね。それで、ある程度のスピード感を持ってやってもらわないと困ると個人的に思っておりますけれど、この点については教育長としてどう思われるか、いかがでしょうか。

○教育長（岡 陽子君）

お答えいたします。

総合教育会議をはじめとする今後の検討の結果、どのような方向性が示されるのか、その方向性や期間については、現段階では明言できないというのは御承知のところだと思います。ただ、統合する、しないにかかわらず、人口減少社会における学校の在り方に係る検討でございますから、当然校舎の中・長期計画なども連動すると考えられますので、令和7年度中には具体的な方向性を示すことができるよう、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

今、教育長のほうから、令和7年度中にはその方向性を見いだしたいという力強い御答弁をもらいましたので、期待をしておきたいと思っております。

それで、学校の統合につきましては、もちろん形もいろいろあります。小中一貫ですとか中学校同士ですとか、いろいろな形があると思っておりますけれど、太良町の将来を担う子供たちにとって、どういった形が一番よい学習、教育環境を提供することができるのか、こういったことを念頭に置いて検討してもらいたいと思っております。

これで1点目の質問については終了したいと思います。

それでは、2点目、国スポ、国民スポーツ大会と全障、全国障害者スポーツ大会について質問したいと思います。

今年10月に開催される国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会まで、半年を切りました。以下の点について質問したいと思います。

1つ目、国スポと全障スポの概要についてどうであるか。

2点目、リハーサル大会を通して、改善点などはあったのか。

3点目、町民の応援、また参加意識の向上のため、どのように啓蒙していく予定か。

以上の3点についてよろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の2点目、国スポ、全障スポについてお答えします。

1番目の国スポと全障スポの概要についてであります。国スポにつきましては、令和6年10月12日から14日の3日間、ソフトボール競技の少年女子の大会を、全障スポにつきましては、令和6年10月26日から27日の2日間、ソフトボール競技の知的の大会を、両大会ともB&G海洋センター運動広場で開催する予定でございます。

2番目のリハーサル大会を通して改善点などはあったかについてであります。雨天時の緊急対応や競技団体との役割分担など、改善点がありました。

3番目の町民の応援、また参加意識の向上のため、どのように啓蒙していくかについてあります。町報、ケーブルテレビなどによる広報やのぼり、啓発グッズにより、機運醸成に取り組んでまいります。

なお、今議会でも皆さんの御了解をいただきながら、PR用のサポーターズウェアを着て議会に臨んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

皆さん、今日は国スポ、全障スポのサポーターズウェアを着ておられますので、これに見合った質問だと思っておりますけど、まず初めに行われる国スポ、10月5日が開会式ですので、あと116日だそうです。私もこの国スポ、全障スポにつきましては、多分四、五年前から質問していると思うんですけど、次の議会が9月ですので、1か月前となりますので、ばたばた担当の方もしておられると思いますので、これが私が一般質問をする最後の質問になると思いますので、よろしくお願いいたします。

その1点目の国スポと全障スポの概要なんですけれど、大分町民の皆さんのほうにも浸透したと思いますけれど、今年の10月12から14に少年の女子のソフトボール競技ですね。高校生女子のチームが13チーム来るということです。それで、その2週間後、全障スポは、全国障害者スポーツ大会はその2週間後の10月26日、27日の2日間で、7チームがおいでになって熱戦が繰り広げられると。場所は、この役場の隣のB&G海洋センター運動広場というこ

とだと思えますけれど、まず国スポについて聞きますけれど、グラウンドを含む会場レイアウトについては、どういったふうになるのか。これについていかがでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まず、会場のレイアウトですけれども、B&G海洋センター運動広場にソフトボールの球場を2面設営いたします。また、会場内におもてなしのコーナーや売店などを設ける予定としております。

なお、駐車場につきましては、役場、庁舎北側の駐車場を一般観客用の駐車場として用意しております。満車になった場合につきましては、太良嶽神社横の油津児童館の跡地と、あと太良分署跡の裏の漁港用地のほうを駐車場として用意しております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

国スポは、隣の役場横のグラウンドにおいて行われて、ソフトボールのグラウンドを2面取るということと、おもてなしコーナーとか売店を設けるということでもございましたけれど、国スポについては3日間で13チームが競技を行われるということですが、試合数といいますと、この12、13、14のおおのおおの日いちで1日何試合ずつ行われるのか、これについてはどうでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

国スポにつきましては、1日目に5試合、2日目に6試合、3日目は決勝戦の1試合の計12試合となっております。

なお、雨天での日程の延期はありません。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

3日間で12試合が行われるということでもございました。

それで、その国スポなんですけれど、一番盛り上がるのは、太良町の町内の方が選手として出るというのが一番盛り上がると思えますけれど、今回佐賀県は佐賀県チーム、もちろん開催県ですので、出ると思えますけれども、佐賀県チームに町内の関係者は出られるのかどうか、これはいかがでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

国スポにつきましては、残念ながら太良町出身の選手としての出場はありません。ですけれども、太良町で1種の審判資格を持っている方が3名いらっしゃいます。それにつきましては、審判としての従事が3名いらっしゃいます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

選手としての出場はないけれど、審判としての出場はあるということを知りました。実は、この審判の方々、その1種という免許を取るために、四、五年ぐらい前からこの大会に合わせて資格を取得されて、取るだけじゃ駄目なんですね。審判としての技術も向上させていかなければいけないということで、年間数十試合、お仕事がある中を数十試合の審判の参加をされて、経験を積まれてこられたと聞いております。もちろん、出場選手がないというのは残念ですけど、この審判の方々、3名ということでしたけれど、この方々にもスポットライトを当ててもらって、応援のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

それと、全障スポについてお聞きしますけれど、全障スポの会場レイアウトというのはどうなるのでしょうか。いかがでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

全障スポのレイアウトですけれども、国スポと同様のレイアウトで開催する予定となっております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

すみません、そしたら同じレイアウトということで、全障スポの場合は26、27と2日間ですけれど、これで試合数は合計何試合になるのでしょうかね。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

全障スポにつきましては、敗者チーム同士の交流戦も用意してあります。ですので、1日目に5試合、2日目に4試合、計9試合となっております。

なお、全障スポにつきましても、雨天での日程の延期等はありません。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

それで、この全障スポにおきましては、町内関係者の出場はあるのかどうか、これはいかがでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

全障スポにつきましては、選手として太良町の方が3名出場予定でございます。先日、6月9日にありましたリハーサル大会においても、太良町の方が3名出場されて、大活躍をされた次第でございます。

なお、こちらにつきましても、審判員として、先ほど説明しました1種の資格を持っている3名の方が従事されることとなっております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

おととい、9日の日曜日、全障スポのリハーサル大会がございました。私も見学をさせてもらいました。佐賀県チームの主力として、この太良町の皆さんが3名出ておられまして、感激しました。打ってはホームラン、投げてはすごいナイスピッチングをされる方もいらっしゃいまして、3名の皆さんは本当に活躍されて、それとリハーサル大会にもかかわらず、地域の方々が結構応援しに来てくれておりましたので、本番の全障の10月26、27日は、それ以上の町民の方々に応援してもらうことを期待しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、2点目のリハーサル大会を通して改善点などはあったかということですが、昨年鹿児島県で大会がございましたけど、暴風雨で大変だったようですが、暴風雨に限らず、悪天候に対する備えといひますか、それについてはどういふふうにお考えおられるのか、これはいかがでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

昨年9月に、太良町で全日本総合女子のソフトボールのリハーサル大会を行いました。そのときにおいても、雨天で延期とか試合時間の変更とか、いろいろな問題がありました。そのときの経験を生かして、本大会に向けて準備万端でいきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

そうです、そうでした。私もそれは見学しましたが、雨天ですね、去年の全日本総合女子ですね。最後までできなくて、多分2チームが優勝になったというような大会だったと思ひます。大変だったと思ひますけれど、そのときの経験を生かして対応していただきたいと思ひます。

それと、ボランティアの方をいろいろ募集しておられると思ひますけど、この役割と応募状況といふのは今どうなっているのか、そこについてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まず、ボランティアの主な役割につきましても、おもてなしコーナーでの対応とか、そういった形のもので主な仕事となっております。応募状況につきましても、ほぼ定員に達している状況でございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

それと、約50年ぶりの大きな大会ですので、この大会を行った後、残すレガシーと申しますか、何か残すものですね。また、記念とするもの、これについてはどう考えておられるのか。これについてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まず、この大会の一番のレガシーにつきましては、B & G運動広場の改修工事が一番のレガシーだと考えております。これによって、グラウンドの土質が改良されまして、水はけが特によくなっております。先ほどお話ししました6月9日のリハーサル大会でも、前日、当日雨が降りました。でも、スポンジ等での水取り等もしなくて、大会日程全て終わることができたのは、このグラウンドのおかげだったと思っております。

あと、今後につきましては、太良町のほうで内野フェンス、外野フェンスを所持しております。所有しております。それで、このグラウンド跡、内野フェンス、外野フェンスを生かして、今後につきましては県内外のソフトボールの競技を誘致いたしまして、交流人口の増加に努めたいと思っております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

了解しました。

それでは、最後の質問になりますけれど、3点目の町民の応援、また参加意識の向上のために、どのようにこれから啓蒙されていくのかという点ですけれど、これまで町内外に対する啓蒙、またPR、これはどのようにやってこられたのか、まずはこれからお聞きしていいでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

これまでにつきましては、実行委員会だよりによる広報とか、のぼり、横断幕による啓発活動などを行ってまいりました。今後につきましては、まずはこの大会が10月にあるということ町民の皆様にご存知いただくため、今までのPR活動に加えまして、各種行事とか総会、会議などのときに私たち職員が出向いて、国スポ等のPRに参りたいと思っております。その後につきましては、次は大会に実際応援に来てもらうような取組を考えております。具体的につきましては、ソフトボール競技の観戦ガイドブック、選手とか競技の内容、競技の見方とか、そういったのを配布したいと思っております。また、子供たちにつきましては、応援幕を現在町内小・中学校、保育園で作ってもらっております。それによる機運醸成や、あと表彰式で、町内の小・中学校の子供たちに表彰式のメダルのプレゼンターという形で募集をしていますので、そういった形で子供たちにも国スポに向けた機運醸成を図っていると

ころでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

担当として、これから頑張ってもらいたいと思います。

最後に、町長に聞きたいと思います。

これまで何年もかかって苦勞して、皆さん準備をしてこられました。この準備期間を踏まえ、町長としてこの国スポ・全障スポをどのような大会にしていきたいのか。最後に意気込みをぜひとも聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

今、担当課長がるる御説明いたしました。私も、この大会は、県内外に太良町をPRするためにはうってつけの大会だと、このように思っております。そのためにも、選手やその関係者の方々、ほかの地区からの応援団の方、全ての方々に対して思いやりと太良町のおもてなしを十分提供して、思い出に残る大会とし、また再度この太良町を訪れたいと言っていたくようなおもてなしをしていかなくちゃいけないと。そのためにも、町民皆さんのいろいろな御支援、御協力を賜りながら、取り組んでいく必要があると。課長も先ほど言いましたように、この大会が国スポ・全障スポだけに終わるんじゃないなくて、今後このスポーツ、B&Gの広場、運動場を利用したいろいろな競技大会を催しながら、この太良町のスポーツ振興を通じて、太良町の活性化に取り組んでいければなと思っております。そのためには、ここにいらっしゃる議員の皆様、また町民の皆様、そして職員ほか関係者のボランティアのスタッフの皆様、大変な思いがあろうかと思えますけれども、そういったことに携わらない方は応援に来て、しっかり応援をしてあげて、太良町は本当にすばらしかったと言っただけのような大会にしていく必要があるかと思えますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○8番（田川 浩君）

分かりました。とにかく、佐賀県にとりましても我が太良町におきましても、約50年ぶりのビッグイベントですので、もちろん来られる方、また迎える町民の方々にとっても、すばらしい大会だったと思えるような大会になるように期待をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（江口孝二君）

これで4番通告者の質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後 1 時53分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣